

加東市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月1日

加東市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

加東市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況が異なっており、地域の実態に応じた取組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地域では、鳥獣被害の増加や農業就業人口の高齢化及び減少により、遊休農地の増加が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が中心であることから、担い手への農地利用の集積・集約化について、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、加東市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する兵庫県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する加東市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえ、令和9年度を目標年度として目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期に合わせて検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

		管内の農地面積 (A) ※1	遊休農地面積 (B) ※2	遊休農地の割合 (B/A)
現状(令和4年3月)		2,839.0ha	9.0ha	0.32%
目標	令和7年3月	2,839.0ha	9.0ha	0.32%
	令和10年3月	2,839.0ha	9.0ha	0.32%

※1：令和3年耕地及び作付面積統計における耕地面積と、遊休農地面積(B)の合計

※2：利用状況調査による第1号遊休農地の面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付21経営4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- ・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

- ・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きについて加東市農政課と連携し、スムーズな対応を図る。

③非農地判断について

- ・利用状況調査により、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて適切に「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

		管内の農地面積 (A) ※3	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状(令和4年3月)		2,830 ha	396 ha	14.0%
目 標	令和7年3月	2,830 ha	623 ha	22.0%
	令和10年3月	2,830 ha	849 ha	30.0%

※3：令和3年耕地及び作付面積統計における耕地面積

【参考】担い手の育成・確保

		総農家数 (内、主業農家数) ※4	担い手(累計)		
			認 定 農業者	認定新規 就農者	集落営農 組織
現状(令和4年3月)		2,194戸(87戸)	26者	5者	28組織
目 標	令和7年3月	2,194戸(87戸)	32者	8者	30組織
	令和10年3月	2,194戸(87戸)	38者	10者	33組織

※4：2020年農林業センサス

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

- ・地域ごとの人と農地の問題を解決するための協議の場に積極的に出席し、各地域の10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成・見直しについて、市と連携して協力する。

②農地中間管理機構等との連携について

- ・市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

- ・市内各地域の農地利用の状況を踏まえ、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域の実情に応じた取組を推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- ・農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

		新規参入者数（累計）	
		個人	法人
現状（令和4年3月）		5人	12法人
目標	令和7年3月	8人	16法人
	令和10年3月	10人	19法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組み方法

①関係機関との連携について

- ・兵庫県・兵庫県農業会議、農地中間管理機構等と連携し、市内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、集積に向けた橋渡しを図る。

②新規就農への協力について

- ・市、農協、兵庫県農業改良普及センター等と連携して情報収集に努め、新規就農者の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後の指導・助言及び地域との円滑な関係づくりに協力し、新規就農者のフォローアップを図る。

③企業参入の推進について

- ・担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構と連携して企業参入の推進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

加東市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、加東市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力